（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
公認会計士法に基づく供託金取戻し、適格機関投資家、第三者所有物の没収、司法書士懲戒処分、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更関係　二六
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五五号）

（総務省）

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第二七号）の施行期日は、平成二九年一〇月一日とすることとした。

政　令

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十五号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十月一日とする。

総務大臣　野田　聖子

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第四十五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十六　略］ 三十六の二　家賃債務保証業者の登録に関すること。 ［三十七～四十一　略］	（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十六　同上］ ［号を加える。］ ［三十七～四十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成二十九年十月一日から施行する。

○内閣府令第四十六号

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十三号）の施行に伴い、独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令及び独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三